

## 大田原市告示第96号

令和8年4月2日付け大田原市告示第74号により告示した大田原農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第12条第1項の規定により告示する。

なお、同法第12条第2項の規定により、当該変更後の農業振興地域整備計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月15日

大田原市長 相馬 憲一

### 1 縦覧場所

大田原市役所本庁舎4階 産業文化部農政課内  
(大田原市本町1丁目4番1号)

### 2 縦覧期間

令和8年6月15日以後、常時備え置いてあります。

### 3 縦覧時間

土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く午前9時から午後4時30分まで